

食安輸発1102第1号
平成21年11月2日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

モニタリング検査の強化について
(パラグアイ産ごまの種子及びその加工品)

平成21年度輸入食品等モニタリング計画については、平成21年3月30日付け食安輸発第0330008号に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、パラグアイ産生鮮ごまの種子において食品衛生法違反の事例があったことから、下記により検査等の実施方よろしくお願いします。

記

1 対象食品

パラグアイ産ごまの種子及びその加工品（簡易な加工に限る。）

2 検査項目及び検査頻度

- (1) HIERBAS PARAGUAYAS SACI. が輸出した1の食品が輸入届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対し、カルバリルに係る自主検査を実施するよう指導すること。
- (2) 1の食品について、残留農薬（カルバリルを含む。）に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応すること。

(参考)

1. 品名：生鮮ごまの種子
2. 生産国：パラグアイ
3. 輸出者：HIERBAS PARAGUAYAS SACI.
4. 検査結果：カルバリル 0.03ppm（基準値：0.01ppm）
5. 検疫所：横浜検疫所（届出受付番号：第29013451540号6欄）
6. 輸入者：伊藤忠商事 株式会社